

令和 7 年 12 月

長門市議会定例会  
議案参考資料

## 目 次

### 議 案

|   |        |
|---|--------|
| 第 4 号 長門市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例   | ・・・ 1  |
| 第 5 号 長門市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例   | ・・・ 3  |
| 第 6 号 長門市議会個人情報保護条例及び長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 | ・・・ 5  |
| 第 7 号 長門市部課設置条例の一部を改正する条例   | ・・・ 6  |
| 第 8 号 長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  | ・・・ 10 |
| 第 9 号 長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  | ・・・ 11 |
| 第 10 号 長門市長門湯本温泉駐車場条例の一部を改正する条例   | ・・・ 12 |
| 第 11 号 長門市火災予防条例の一部を改正する条例  | ・・・ 13 |
| 第 12 号 長門市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例   | ・・・ 14 |
| 第 13 号 工事請負契約の一部を変更することについて（長門市 IT 関連企業等集積拠点施設整備改修建築工事）   | ・・・ 15 |
| 第 14 号 津黃龍宮の潮吹交流施設の指定管理者の指定について   | ・・・ 17 |
| 第 15 号 里山ステーション俵山の指定管理者の指定について  | ・・・ 18 |
| 第 16 号 長門市くじら資料館の指定管理者の指定について   | ・・・ 19 |
| 第 17 号 金子みすゞ記念館の指定管理者の指定について  | ・・・ 21 |
| 第 18 号 香月泰男美術館の指定管理者の指定について   | ・・・ 23 |
| 第 19 号 村田清風記念館の指定管理者の指定について   | ・・・ 25 |
| 第 20 号 長門市文化会館「ラポールゆや」の指定管理者の指定について   | ・・・ 27 |
| 第 21 号 ながと総合体育館の指定管理者の指定について  | ・・・ 29 |



## 長門市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

### 1 趣旨

令和6年6月に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により「児童福祉法」の一部が改正され、生後6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度として「こども誰でも通園制度（児童福祉法における「乳児等通園支援事業」）」が創設された。

本事業の実施にあたって、市町村が設備及び運営に関する認可基準を国が定める基準を踏まえ条例で定める必要があることから、令和8年4月1日からの事業開始に向けて、必要な事項を定めるもの。

### 2 概要

#### （1）最低基準（第2条から第4条関係）

事業者に常に最低基準を超えて、設備及び運営を向上させることを求める規定

#### （2）一般原則（第5条関係）

事業者に求める一般的な原則を規定

#### （3）非常災害（第6条関係）

事業者の非常災害対策に関する規定

#### （4）安全計画の策定等（第7条関係）

利用乳幼児の安全確保を図るための安全計画策定に関する規定

#### （5）自動車を運行する場合の所在確認（第8条関係）

自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認を義務づける規定

#### （6）職員の一般的要件、知識及び技能の向上（第9条、第10条関係）

従事する職員の一般的要件と職員の知識及び技能向上を求める規定

#### （7）他の社会福祉施設等との設備及び職員の併用（第11条関係）

他の社会福祉施設等と併設して設置するときの設備の併用及び職員の兼務についての規定

#### （8）利用乳幼児の差別的取扱いと虐待等の禁止（第12条、第13条関係）

利用乳幼児に対する差別的取扱いや虐待等の行為を禁止する規定

#### （9）衛生管理等（第14条関係）

設備や食器などの衛生管理、感染症予防対策、医薬品の管理等を規定

#### （10）食事（第15条関係）

利用乳幼児に食事を提供する場合の規定

- (11) 乳児等通園支援事業所内部の規程（第16条関係）  
事業の運営における重要事項を規程で定めるよう求める規定
- (12) 乳児等通園支援事業所に備える帳簿（第17条関係）  
整備すべき帳簿に関する規定
- (13) 秘密保持等（第18条関係）  
職員及び職員であった者の秘密保持等に関する規定
- (14) 苦情への対応（第19条関係）  
利用乳幼児及びその保護者からの苦情対応に関する規定
- (15) 乳児等通園支援事業の区分（第20条関係）  
事業を一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業に区分
- (16) 一般型乳児等通園支援事業
  - ①設備の基準（第21条関係）
  - ②従事する職員の基準（第22条関係）
  - ③特例保育事業所の特例（第23条関係）
  - ④乳児等通園支援の内容（第24条関係）
  - ⑤保護者との連絡体制（第25条関係）
- (17) 余裕活用型乳児等通園支援事業
  - ①設備及び職員の基準（第26条関係）
  - ②準用する規定（第27条関係）
- (18) 電磁的記録（第28条関係）  
書面に代えて電磁的記録により行うことができることを定める規定
- (19) 委任（第29条関係）  
規則への委任規定

### 3 施行期日

令和8年4月1日

### 4 準備行為

令和8年4月1日以降の乳児等通園支援事業に開始に先立ち、事業者が行う認可の申請、市が行う審査や認可などをこの条例の公布後から施行までの間に、準備行為として、行うことができる規定を附則に設ける。

## 長門市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

### 1 趣旨

令和 6 年 6 月に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により「児童福祉法」の一部が改正され、生後 6 か月から満 3 歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度として「こども誰でも通園制度（児童福祉法における「乳児等通園支援事業」）」が創設された。

本事業の実施にあたって、市町村が事業の運営に関する基準を国が定める基準を踏まえ条例で定める必要があることから、令和 8 年 4 月 1 日からの事業開始に向けて、必要な事項を定めるもの。

### 2 概要

#### （1）一般原則（第 2 条）

事業者に求める一般原則を規定

#### （2）利用定員に関する基準（第 3 条）

事業者が定めるべき利用定員について規定

#### （3）運営に関する基準

##### ①面談（第 4 条関係）

##### ②正当な利用のない提供拒否の禁止（第 5 条関係）

##### ③あっせん及び要請に対する協力（第 6 条関係）

##### ④乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認（第 7 条関係）

##### ⑤乳児等支援給付認定の申請に係る援助（第 8 条関係）

##### ⑥心身の状況等の把握（第 9 条関係）

##### ⑦特定教育・保育施設等との連携（第 10 条関係）

##### ⑧特定乳児等通園支援の提供の記録（第 11 条関係）

##### ⑨支払（第 12 条関係）

##### ⑩乳児等支援給付費の額に係る通知等（第 13 条関係）

##### ⑪特定乳児等通園支援の取扱方針（第 14 条関係）

##### ⑫特定乳児等通園支援に関する評価等（第 15 条関係）

##### ⑬相談及び援助（第 16 条関係）

##### ⑭緊急等の対応（第 17 条関係）

##### ⑮乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知（第 18 条関係）

##### ⑯運営規程（第 19 条関係）

##### ⑰勤務体制の確保等（第 20 条関係）

- ⑯利用定員の順守（第 21 条関係）
- ⑯掲示等（第 22 条関係）
- ⑯乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則（第 23 条関係）
- ⑯虐待等の禁止（第 24 条関係）
- ⑯秘密保持等（第 25 条関係）
- ⑯情報の提供等（第 26 条関係）
- ⑯利益供与等の禁止（第 27 条関係）
- ⑯苦情解決（第 28 条関係）
- ⑯地域との連携等（第 29 条関係）
- ⑯事故発生の防止及び発生時の対応（第 30 条）
- ⑯会計の区分（第 31 条）
- ⑯記録の整備等（第 32 条）
- （4）電磁的記録（第 33 条関係）  
デジタル化に関する規定
- （5）委任（第 34 条関係）  
規則への委任規定

### 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

### 4 準備行為

令和 8 年 4 月 1 日以降の乳児等通園支援事業に開始に先立ち、乳児等のための支援給付の支給を受けるために事業者が行う確認の申請と市の確認について、この条例の公布後から施行までの間に、準備行為として、行うことができる規定を附則に設ける。

長門市議会個人情報保護条例及び長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

## 1 改正の趣旨

- (1) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法律」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うもの
- (2) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づき、標準準拠システムに移行すること等に伴い、所要の改正を行うもの。

## 2 改正の内容

- (1) 法律から引用している条項を改める。
- (2) 標準準拠システム移行に伴い、住登外者（市の住民基本台帳には登録されていないが、行政サービス上、記録していく必要がある個人）の登録・管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が共通機能として設けられ、この機能を扱う事務については、国から個人番号の独自利用を行う事務等として条例に定める必要があると示されていることから追加する。

## 3 改正条例

- ・長門市議会個人情報保護条例
- ・長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

## 4 施行期日

公布の日

## 長門市部課設置条例の一部を改正する条例

### 1 改正の趣旨

多様化・高度化する行政課題をより効率的に対応するための組織づくりにあたり、総合的な施策の企画・立案、地域振興の一体的な推進、行財政運営の管理機能の効率化、地域課題の解決及び戦略的かつ機動的な産業立地の促進を図る体制強化のため、実効性ある組織の構築に向けて、令和8年4月から組織を改編することから、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

#### (1) 部及び課の新設（第1条関係）

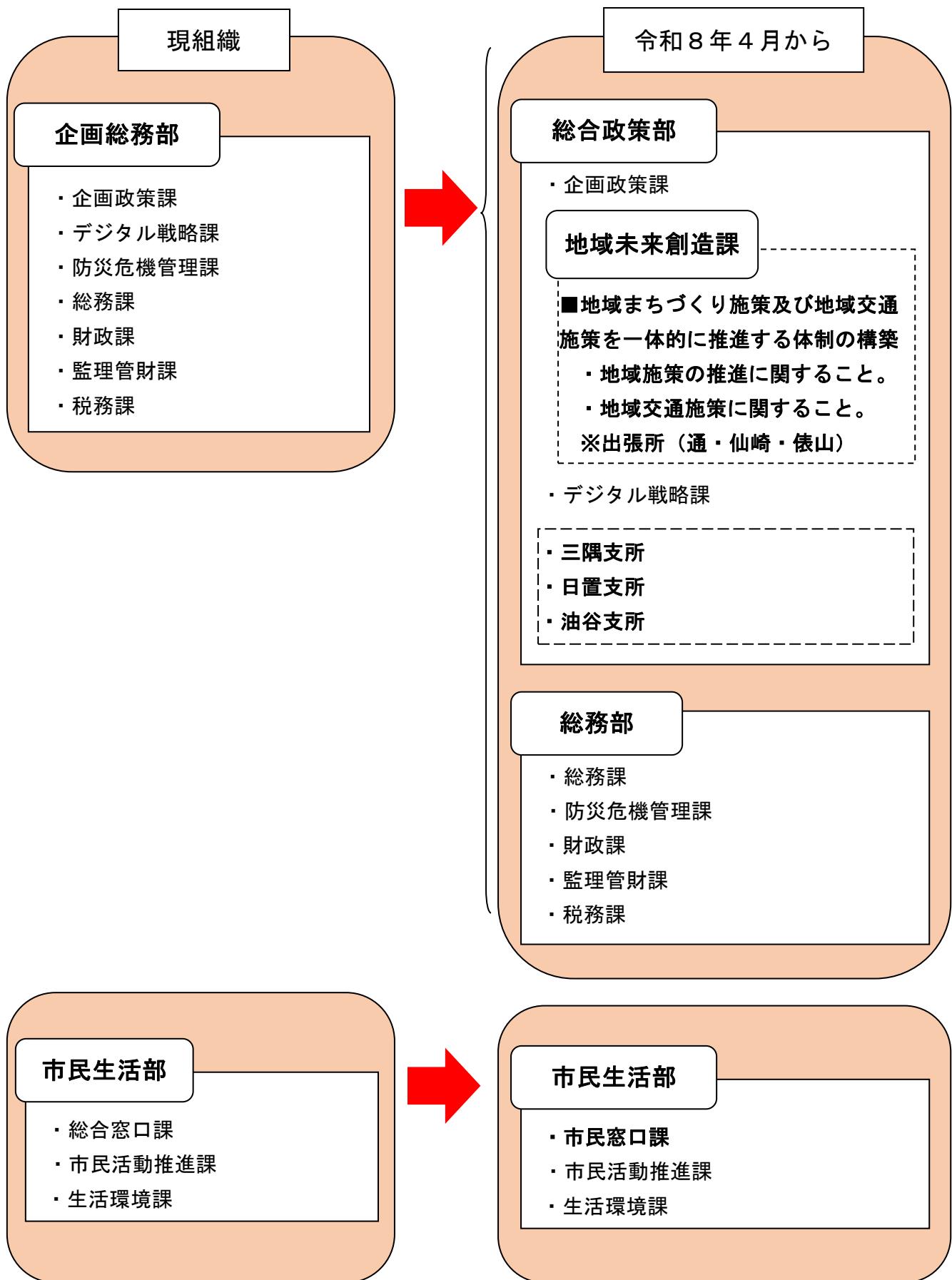
- ア 企画総務部の再編及び地域未来創造課の創設
  - ・企画総務部を総合的な施策の企画・立案や地域振興を担う総合政策部と、組織的に行財政の管理運営を担う総務部の2部体制に再編とともに、経済産業部の産業政策課の地域交通施策、企業誘致・まちづくり推進課の地域まちづくり施策及び総合窓口課の出張所（通・仙崎・俵山）の機能を統合し、地域まちづくり施策及び地域交通施策を一体的に推進する体制を構築するため、地域未来創造課を新設
  - ・行政改革の推進に関する事務を総務課に再編
  - ・地域課題の解決、地域振興の一体的な推進を図る体制の構築のため、三隅支所、日置支所及び油谷支所との調整は新設の総合政策部が担う。
- イ 経済産業部の再編及び産業立地・戦略推進課の創設
  - ・経済産業部内の産業政策の企画立案機能と企業誘致の推進機能を統合し、あらゆる産業分野の企業誘致を強化し、地域経済の活性化と若者の定着を図るとともに、戦略的な産業振興施策を一体的に推進する体制を構築するため、産業立地・戦略推進課を新設し、2課体制に再編
- ウ 市民生活部の再編
  - ・総合窓口課を市民窓口課に改め、マネジメント機能の強化、及び業務の専門性向上を図るため、4班体制に再編

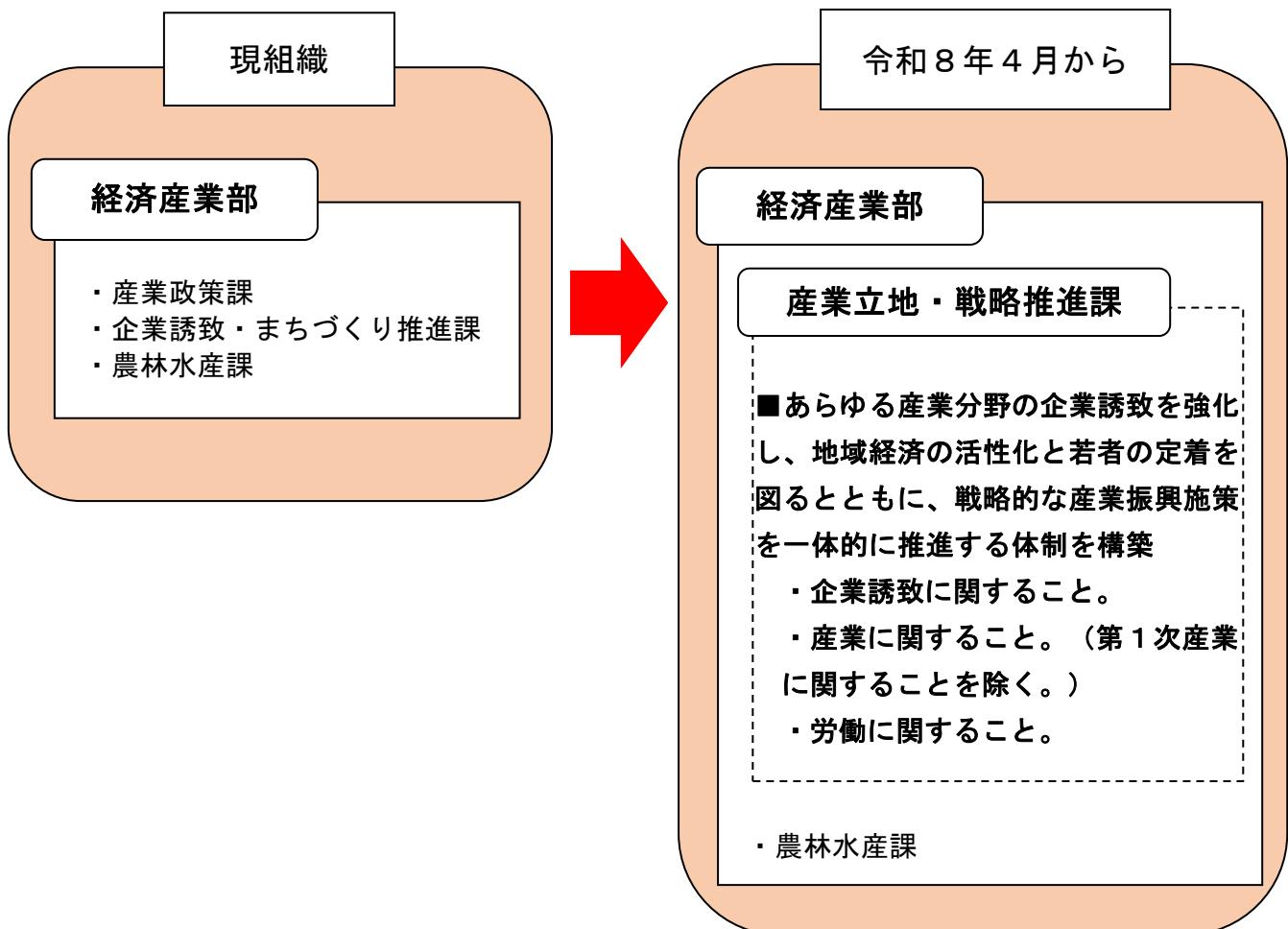
#### (2) 再編後の事務分掌を規定（第2条関係）

※詳細については、別紙のとおり

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日





## 長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正の趣旨

国家公務員が深夜に正規の勤務時間による業務に従事したときには、人事院規則 9-30（特殊勤務手当）第 23 条の 2 の規定により、その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合は勤務 1 回につき「730 円」（深夜における勤務時間が 2 時間に満たない場合にあっては「410 円」）を支給するとされている。

令和 8 年 2 月 12 日に運用開始予定の山口西部消防指令センターでの勤務において、深夜の勤務時間が 2 時間以上となることから、本市においても国に準じ、勤務に応じた手当を支給するため、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

#### 消防業務従事手当（第 2 条関係）

- ・深夜（22 時から 5 時）に通信勤務及び受付勤務等に従事した職員
  - （1）1 時間以上 2 時間未満のもの 1 勤務につき 410 円
  - （2）2 時間以上のもの 1 勤務につき 730 円

### 3 施行期日

令和 8 年 2 月 1 日

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

**1 改正の趣旨**

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの

**2 改正の内容**

利用乳幼児の健康診断に関する規定の改正（第17条関係）

**3 施行期日**

公布の日

**4 その他**

本市において家庭的保育事業等を実施する事業者はない。

## 長門市長門湯本温泉駐車場条例の一部を改正する条例

### 1 改正の趣旨

イベント及び観光シーズンにおいて、長門湯本温泉周辺に観光客が押し寄せ、地域住民の生活や観光の質が悪化してしまう状態が発生していることに鑑み、総量規制による観光客の抑制を図るべく、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金の範囲を改正するため、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

利用料金の設定に関する範囲の変更（第 18 条関係）

- ・「10 分の 15」を「100 分の 500」に改める。

バス駐車場の基準額の変更（別表第 2）

- ・「1,000 円」を「1,500 円」に改める

### 3 施行期日

公布の日の翌日

## 長門市火災予防条例の一部を改正する条例

### 1 改正の趣旨

令和 7 年 2 月 26 日に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受けて、総務省消防庁から林野火災注意報及び林野火災警報の発令やその基準等が示され、市町村の火災予防条例に関する通知がされたことに伴い、所要の改正を行うもの。

併せて、発令中における火の使用の制限に関し、長門市火入れに関する条例に、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

- (1) 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項（第 29 条関係）
- (2) 林野火災に関する注意報に関する事項（第 29 条の 8 関係）
- (3) 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項（第 29 条の 9 関係）
- (4) 屋外催しに係る防火管理に関する事項（第 42 条の 3 関係）
- (5) 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項（第 45 条関係）
- (6) 長門市火入れに関する条例における火入れの中止に関する事項（長門市火入れに関する条例第 14 条関係）（改正附則第 2 項）

### 3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

長門市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を  
改正する条例

1 改正の趣旨

消防団員の職責に応じた年額報酬を定める所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

年額報酬（第 13 条関係）

- ・団長 年額「82,500 円」を「86,000 円」とする。
- ・副部隊長 年額「37,000 円」を「38,000 円」とする。

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

工事請負契約の一部を変更することについて（長門市 IT 関連企業等集積拠点施設整備改修建築工事）

**1 工事名**

長門市 IT 関連企業等集積拠点施設整備改修建築工事

**2 工事場所**

長門市三隅中地内

**3 工期**

変更前 令和 6 年 11 月 22 日から令和 8 年 1 月 16 日まで

変更後 令和 6 年 11 月 22 日から令和 8 年 2 月 16 日まで

**4 工事請負代金の額**

|     |   |
|-----|---|
| 変更前 | 379,500,000 円<br>(うち消費税額及び地方消費税の額 34,500,000 円) |
| 変更後 | 388,107,500 円<br>(うち消費税額及び地方消費税の額 35,282,500 円) |
| 増 減 | 8,607,500 円の増額                                  |

**5 請負業者**

(共同企業体の名称)

中原組・ナカケン特定建設工事共同企業体

(共同企業体の代表者)

長門市仙崎 348 番地

株式会社中原組

代表取締役 中原 文典

**6 変更仮契約の締結日**

令和 7 年 11 月 4 日

**7 主な変更理由**

次のとおり施工実績に基づき変更契約を行うもの

- (1) 外壁の施工数量調査を行い、ひび割れ等の劣化部が多数確認されたため、補修工事を増工したことによる増額。
- (2) エレベーターピットを施工するため、地盤を掘削したところ、湧水が確認されたため、その対策工事をしたことによる増額。
- (3) 内装の改修にあたり、既設の柱や梁表面の耐火被覆材の欠損等が確認されたため、当該部の補修を増工したことによる増額。
- (4) 外構工事にあたり、地盤を掘削したところ、鉄筋コンクリートの地中埋設物が確認されたため、それを撤去したことによる増額。

仮契約書 添付省略

## 津黄龍宮の潮吹交流施設の指定管理者の指定について

### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

名 称 津黄龍宮の潮吹交流施設  
位 置 長門市油谷津黄 1079 番地 1

### 2 指定管理者候補者

名 称 津黄地区活性化協議会  
事業所の所在地 長門市油谷津黄 1079 番地 1  
代 表 者 会長 末永 俊治

### 3 指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

0 円

### 4 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年）

### 5 業務内容

交流館、交流広場、第 1 駐車場、第 2 駐車場、その他付帯施設の管理運営  
施設の使用の許可及び利用料金の徴収等

### 6 指定管理者選定の経緯

平成 29 年 11 月に地元油谷津黄地区の自治会で設立された「津黄地区活性化協議会」は平成 30 年 4 月のオープン時から現在までの 8 年間、指定管理を受けており、地元雇用の創出や、それに伴う活性化というこれまでの実績は、まさに地元との共存共栄という本施設の整備目的に沿ったものとなっている。

その他トイレ清掃などの環境美化、緊急時の初動対応や苦情対応等が迅速に行える地元ならではのメリットもある。

これらに加え、地域の特産品販売等の自主事業の積極的展開やおもてなしの心で観光 PR を行うことにより、引き続き安定した地域活性化が図れる。

よって、上記の理由から、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、公募によらない指定管理者の選定を行った。

## 里山ステーション俵山の指定管理者の指定について

### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

名 称 里山ステーション俵山  
位 置 長門市俵山 4497 番地

### 2 指定管理者候補者

名 称 特定非営利活動法人ゆうゆうグリーン俵山  
事業所の所在地 長門市俵山 4497 番地  
代 表 者 理事長 坂倉 弘真

### 3 指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

11,741,100 円

### 4 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年間）

### 5 業務内容

- (1) 里山ステーションの管理運営に関すること。
- (2) 里山ステーションの運営上必要と認められる事業の実施に関すること。
- (3) その他里山ステーションの善良な管理に関すること。

### 6 指定管理者選定の経緯

特定非営利活動法人ゆうゆうグリーン俵山は平成 22 年度から現在に至るまで当施設の管理を行うと共に、グリーンツーリズム事業、高齢者福祉事業等の多方面の事業を通して市民に対してきめ細やかなサービスを提供している。

コロナ禍以降、利用者数が一時減少したものの、SNS 等を活用し、積極的な情報発信により交流人口の拡大に努めている。

また、毎月第 2 日曜日には、施設内で里山朝市を開催し、地元野菜の販売等を通じて、住民同士がかかわるきっかけを提供し、地域の活性化に向け、力を注いでいることに加え、地域住民を中心とする法人である強みを活かし、災害時・緊急時等における地域全体での迅速な対応ができる体制を構築している。

このため、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 2 条第 2 項第 1 号に基づき、公募によらず指定管理者候補者の選定を行った。

長門市くじら資料館の指定管理者の指定について

**1 指定管理者に管理を行わせる施設**

名 称 長門市くじら資料館  
位 置 長門市通 671 番地 17

**2 指定管理者**

名 称 公益財団法人長門市文化振興財団  
事業所の所在地 長門市仙崎 10818 番地 1  
代 表 者 代表理事 大谷 恒雄

**3 指定の期間**

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで (5 年)

**4 業務内容**

- (1) 資料の展示に関する業務
- (2) 通地区における資料の収集及び保管に関する業務
- (3) 地域民俗芸能の伝承に関する業務
- (4) 施設の使用の許可に関する業務
- (5) 施設及び付属設備器具の維持管理に関する業務
- (6) その他資料館の目的を達成するたに必要な業務

**5 指定管理者選定の経緯**

(1) 応募資格

次の要件をいずれも満たす者  
ア 市内に事業所を有すること  
イ 法人又は指定期間の開始までに法人格を取得する見込みのあるもの

(2) 応募団体

1 団体 (公益財団法人長門市文化振興財団)

## (3) 募集・選定経過

| 事項  | 年 月 日                       |
|---|-----------------------------|
| 募集公告  | 令和7年9月29日（月）                |
| 募集要項等配布   | 令和7年10月2日（木）<br>～10月3日（金）   |
| 説明会の開催  | 令和7年10月8日（水）                |
| 質問書の受付  | 令和7年10月8日（水）<br>～10月9日（木）   |
| 質問書に対する回答   | 令和7年10月14日（火）まで             |
| 応募書類の受付   | 令和7年10月15日（水）<br>～10月24日（金） |
| 選定委員会<br>・公募概要、審査基準の説明<br>・応募者からの事業計画の説明及び<br>ヒアリング・事業計画の審査<br>・指定管理者候補者の選定 | 令和7年10月30日（木）               |

## (4) 選定結果

選定員会では、提出された事業計画書及び応募者に対するヒアリングを基に採点。評価結果を基に協議を行い、全員一致で応募者を候補者として選定し、市長に報告。本市においては、選定委員会の報告を参考に、総合的に勘案し、公益財団法人長門市文化振興財団を指定管理者の候補者としたもの。

## (5) 指定管理者候補者の提案した指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む）

43,166,000円

※指定管理料の額は、指定管理者からの提案金額を基に、市と指定管理者が締結する協定によって定める。

## 金子みすゞ記念館の指定管理者の指定について

### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

名 称 金子みすゞ記念館  
位 置 長門市仙崎 1308 番地

### 2 指定管理者

名 称 公益財団法人長門市文化振興財団  
事業所の所在地 長門市仙崎 10818 番地 1  
代 表 者 代表理事 大谷 恒雄

### 3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年）

### 4 業務内容

- (1) 資料の収集、保存及び展示に関する業務
- (2) 記念館の資料に係る調査及び研究に関する業務
- (3) 記念館の利用促進に関する業務
- (4) その他記念館の目的を達成するために必要な業務

### 5 指定管理者選定の経緯

#### (1) 応募資格

次の要件をいずれも満たす者  
ア 市内に事業所を有すること  
イ 法人又は指定期間の開始までに法人格を取得する見込みのあるもの  
ウ 国や地方公共団体での同種・類似業務の実施があること

#### (2) 応募団体

1 団体（公益財団法人長門市文化振興財団）

## (3) 募集・選定経過

| 事項  | 年 月 日                       |
|---|-----------------------------|
| 募集公告  | 令和7年9月29日（月）                |
| 募集要項等配布   | 令和7年10月2日（木）<br>～10月3日（金）   |
| 説明会の開催  | 令和7年10月9日（木）                |
| 質問書の受付  | 令和7年10月8日（水）<br>～10月9日（木）   |
| 質問書に対する回答   | 令和7年10月14日（火）まで             |
| 応募書類の受付   | 令和7年10月15日（水）<br>～10月24日（金） |
| 選定委員会<br>・公募概要、審査基準の説明<br>・応募者からの事業計画の説明及び<br>ヒアリング・事業計画の審査<br>・指定管理者候補者の選定 | 令和7年10月30日（木）               |

## (4) 選定結果

選定員会では、提出された事業計画書及び応募者に対するヒアリングを基に採点。評価結果を基に協議を行い、全員一致で応募者を候補者として選定し、市長に報告。本市においては、選定委員会の報告を参考に、総合的に勘案し、公益財団法人長門市文化振興財団を指定管理者の候補者としたもの。

## (5) 指定管理候補者の提案した指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む）

94,322,000円

※指定管理料の額は、指定管理者からの提案金額を基に、市と指定管理者が締結する協定によって定める。

## 香月泰男美術館の指定管理者の指定について

### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

名 称 香月泰男美術館  
位 置 長門市三隅中 226 番地

### 2 指定管理者

名 称 公益財団法人長門市文化振興財団  
事業所の所在地 長門市仙崎 10818 番地 1  
代 表 者 代表理事 大谷 恒雄

### 3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年）

### 4 業務内容

- (1) 美術作品その他美術に関する資料を収集保管し、又は展示して、市民及び広く一般の利用に供する業務
- (2) 市民の美術に関する集会、研修会等に施設を供する業務
- (3) 長門市が行う業務を補助する業務
- (4) その他美術館の管理に関し市長が必要と認める業務

### 5 指定管理者選定の経緯

#### (1) 応募資格

次の要件をいずれも満たす者  
ア 市内に事業所を有すること  
イ 法人又は指定期間の開始までに法人格を取得する見込みのあるもの

#### (2) 応募団体

1 団体（公益財団法人長門市文化振興財団）

## (3) 募集・選定経過

| 事項  | 年 月 日                       |
|---|-----------------------------|
| 募集公告  | 令和7年9月29日（月）                |
| 募集要項等配布   | 令和7年10月2日（木）<br>～10月3日（金）   |
| 説明会の開催  | 令和7年10月10日（金）               |
| 質問書の受付  | 令和7年10月8日（水）<br>～10月9日（木）   |
| 質問書に対する回答   | 令和7年10月14日（火）まで             |
| 応募書類の受付   | 令和7年10月15日（水）<br>～10月24日（金） |
| 選定委員会<br>・公募概要、審査基準の説明<br>・応募者からの事業計画の説明及び<br>ヒアリング・事業計画の審査<br>・指定管理者候補者の選定 | 令和7年10月30日（木）               |

## (4) 選定結果

選定員会では、提出された事業計画書及び応募者に対するヒアリングを基に採点。評価結果を基に協議を行い、全員一致で応募者を候補者として選定し、市長に報告。本市においては、選定委員会の報告を参考に、総合的に勘案し、公益財団法人長門市文化振興財団を指定管理者の候補者としたもの。

## (5) 指定管理候補者の提案した指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む）

167,334,000円

※指定管理料の額は、指定管理者からの提案金額を基に、市と指定管理者が締結する協定によって定める。

村田清風記念館の指定管理者の指定について

**1 指定管理者に管理を行わせる施設**

名 称 村田清風記念館  
位 置 長門市三隅下 2510 番地 1

**2 指定管理者**

名 称 公益財団法人長門市文化振興財団  
事業所の所在地 長門市仙崎 10818 番地 1  
代 表 者 代表理事 大谷 恒雄

**3 指定の期間**

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで (5 年)

**4 業務内容**

- (1) 遺品等及び民俗資料の収集、保存及び展示に関する業務
- (2) 民俗資料の調査及び研究に関する業務
- (3) 文化財保護の啓発及び普及に関する業務
- (4) 施設の使用の許可に関する業務
- (5) 施設及び付属設備器具の維持管理に関する業務
- (6) その他記念館の目的を達成するに必要な業務

**5 指定管理者選定の経緯**

(1) 応募資格

次の要件をいずれも満たす者  
ア 市内に事業所を有すること  
イ 法人又は指定期間の開始までに法人格を取得する見込みのあるもの

(2) 応募団体

1 団体 (公益財団法人長門市文化振興財団)

## (3) 募集・選定経過

| 事項  | 年 月 日                       |
|---|-----------------------------|
| 募集公告  | 令和7年9月29日（月）                |
| 募集要項等配布   | 令和7年10月2日（木）<br>～10月3日（金）   |
| 説明会の開催  | 令和7年10月8日（水）                |
| 質問書の受付  | 令和7年10月8日（水）<br>～10月9日（木）   |
| 質問書に対する回答   | 令和7年10月14日（火）まで             |
| 応募書類の受付   | 令和7年10月15日（水）<br>～10月24日（金） |
| 選定委員会<br>・公募概要、審査基準の説明<br>・応募者からの事業計画の説明及び<br>ヒアリング・事業計画の審査<br>・指定管理者候補者の選定 | 令和7年10月30日（木）               |

## (4) 選定結果

選定員会では、提出された事業計画書及び応募者に対するヒアリングを基に採点。評価結果を基に協議を行い、全員一致で応募者を候補者として選定し、市長に報告。本市においては、選定委員会の報告を参考に、総合的に勘案し、公益財団法人長門市文化振興財団を指定管理者の候補者としたもの。

## (5) 指定管理候補者の提案した指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む）

55,810,000円

※指定管理料の額は、指定管理者からの提案金額を基に、市と指定管理者が締結する協定によって定める。

長門市文化会館「ラポールゆや」の指定管理者の指定について

**1 指定管理者に管理を行わせる施設**

名 称 長門市文化会館「ラポールゆや」  
位 置 長門市油谷新別名 10833 番地

**2 指定管理者**

名 称 公益財団法人長門市文化振興財団  
事業所の所在地 長門市仙崎 10818 番地 1  
代 表 者 代表理事 大谷 恒雄

**3 指定の期間**

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年）

**4 業務内容**

- (1) 芸術及び文化活動の普及振興に関する業務
- (2) 施設の利用に関する業務
- (3) 施設及び付属設備の維持管理に関する業務
- (4) その他会館の目的を達成するために必要な業務

**5 指定管理者選定の経緯**

**(1) 応募資格**

次の要件をいずれも満たす者  
ア 市内に事業所を有すること  
イ 法人又は指定期間の開始までに法人格を取得する見込みのあるもの  
ウ 国や地方公共団体での同種・類似業務の実施があること

**(2) 応募団体**

1 団体（公益財団法人長門市文化振興財団）

## (3) 募集・選定経過

| 事項  | 年 月 日                       |
|---|-----------------------------|
| 募集公告  | 令和7年9月29日(月)                |
| 募集要項等配布   | 令和7年10月2日(木)<br>～10月3日(金)   |
| 説明会の開催  | 令和7年10月9日(木)                |
| 質問書の受付  | 令和7年10月8日(水)<br>～10月9日(木)   |
| 質問書に対する回答   | 令和7年10月14日(火)まで             |
| 応募書類の受付   | 令和7年10月15日(水)<br>～10月24日(金) |
| 選定委員会<br>・公募概要、審査基準の説明<br>・応募者からの事業計画の説明及び<br>ヒアリング・事業計画の審査<br>・指定管理者候補者の選定 | 令和7年10月30日(木)               |

## (4) 選定結果

選定員会では、提出された事業計画書及び応募者に対するヒアリングを基に採点。評価結果を基に協議を行い、全員一致で応募者を候補者として選定し、市長に報告。本市においては、選定委員会の報告を参考に、総合的に勘案し、公益財団法人長門市文化振興財団を指定管理者の候補者としたもの。

## (5) 指定管理候補者の提案した指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む）

210,540,000円

※指定管理料の額は、指定管理者からの提案金額を基に、市と指定管理者が締結する協定によって定める。

## ながと総合体育館の指定管理者の指定について

### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

名 称 ながと総合体育館  
位 置 長門市仙崎 10818 番地 1

### 2 指定管理者

名 称 公益財団法人長門市文化振興財団  
事業所の所在地 長門市仙崎 10818 番地 1  
代 表 者 代表理事 大谷 恒雄

### 3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年）

### 4 業務内容

- (1) 事業に関する業務
- (2) 施設の運営に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

### 5 指定管理者選定の経緯

#### (1) 応募資格

- 次の要件をいずれも満たす者
- ア 県内に事業所を有する法人その他団体であること
  - イ 所得税又は法人税、消費税、山口県税及び長門市税を滞納していないこと
  - ウ 暴力団でないこと等

#### (2) 応募団体

- 1 団体（公益財団法人長門市文化振興財団）

## (3) 募集・選定経過

| 内 容   | 年 月 日                     |
|---|---------------------------|
| 募集公告  | 令和7年9月12日(金)              |
| 募集要項等配布   | 令和7年9月12日(金)<br>～10月9日(木) |
| 説明会の開催  | 令和7年9月25日(木)              |
| 質問書の受付  | 令和7年9月26日(金)<br>～9月29日(月) |
| 質問書に対する回答   | 令和7年9月30日(火)              |
| 応募書類の受付   | 令和7年10月1日(水)<br>～10月9日(木) |
| 選定委員会<br>・選定委員会委員長の選任<br>・応募者からの事業計画の説明および<br>ヒアリング<br>・事業計画の審査<br>・指定管理者候補者の選定 | 令和7年10月17日(金)             |

## (4) 選定結果

提出された事業計画及び応募者に対するヒアリングを基に、委員ごとに審査(評価)し、全委員分を集計した上で協議を行い、全員一致で候補者を選定し、市長に報告し、県へ推薦。

なお、県においても、山口県民芸術文化ホールながとに関わる指定管理者選定委員会を開催され、10月31日に候補者として選定されたところ。

## (5) 指定管理候補者の提案した指定管理料の額(指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む)

746,010,000円(県・市負担分合計)

内訳 市: 510,870,000円

県: 235,140,000円

※指定管理料の額は、指定管理者からの提案金額を基に、市と指定管理者が締結する協定によって定める。

## 長門市俵山多目的交流広場の指定管理者の指定について

### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

名 称 長門市俵山多目的交流広場  
位 置 長門市俵山 11356 番地

### 2 指定管理者

名 称 特定非営利活動法人ゆうゆうグリーン俵山  
事業所の所在地 長門市俵山 4497 番地  
代 表 者 理事長 坂倉 弘真

### 3 指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

41,910,000 円

### 4 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年）

### 5 業務内容

- (1) 施設の使用に関すること
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること
- (3) 施設事業の運営に関すること
- (4) 管理運営のための体制の整備に関すること
- (5) 利用料金に関すること
- (6) 賠償責任保険に関すること
- (7) 使用者の安全の確保に関すること
- (8) 個人情報保護に関すること
- (9) 業務報告に関すること

### 6 指定管理者選定の経緯

特定非営利活動法人ゆうゆうグリーン俵山はこれまで 13 年間の施設管理経験があり、特にプロリーグ等の大規模な大会や、ナショナルチームのキャンプ地として受け入れた際、施設コンディションについて非常に高い評価を得ていることに加えて、地域資源を活用した情報発信や都市農村交流などでも豊富な実績があり、宿泊・観光案内や特産品販売等利用者に対する「おもてなしサービス」の提供や拡充が期待できる。

また、同法人が地域住民を中心に組織されており、この強みを活かし、大規

模な大会等における地域全体での運営支援や災害時・緊急時等においても迅速かつ柔軟な対応が可能である。

このため、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 2 条第 2 項第 1 号に基づき、公募によらない指定をする。